

【第32回1級（ブランド専門業務）学科試験】

（はじめに）

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2018年9月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エ又はア～ウの中から1つ選びなさい。

1 問1～問9に答えなさい。

問1

ブランド戦略に関して、X社のブランド戦略部の部員甲と乙が話している。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「マスター・ブランド戦略とは、どのようなものですか。」
 乙 「マスター・ブランド戦略は、英語では、**House of brands**ともいわれ、複数のブランドを保有し、ブランド個々のマーケティングを優先することで、企業ブランドを意識させないようにするブランド戦略といえます。」
- イ 甲 「個別ブランド戦略とはどのようなものですか。」
 乙 「個別ブランド戦略は、英語では**Branded house**ともいわれ、典型的には単一のブランドを保有し、説明的なサブブランドを付加して一連の製品に拡張する戦略といえます。」
- ウ 甲 「マスター・ブランド戦略のデメリットにはどのようなものが考えられますか。」
 乙 「マスター・ブランド戦略では、必要投資が非常に大きくなる点がデメリットとなります。」
- エ 甲 「個別ブランド戦略のメリットにはどのようなものが考えられますか。」
 乙 「個別ブランド戦略の場合、1つのブランドの評判が悪化しても、他のブランドへの悪影響が最小限に抑えられるということが挙げられます。」

【第32回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問2

米国の学者デイヴィッド・アーカー（David Aaker）が提唱したブランド・エクイティという概念に関して、X社の商品企画部の部員甲と乙が話している。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「ブランド・エクイティというのは、どのような概念ですか。」
乙 「ブランド・エクイティは、ブランドの資産的価値を示す概念です。」
- イ 甲 「ブランド・エクイティと商品・サービスの価値との関係性はどうか。」
乙 「商品やサービスの価値は、『機能そのものの価値』と『ブランド・エクイティ』に分解されるとすれば、価値の大きさを決める重要な要素はむしろブランド・エクイティの方であると考えます。」
- ウ 甲 「ブランド・エクイティの概念の登場により、どのような変化が起きたといえるでしょうか。」
乙 「短期的な売上増よりも中長期的な視点がより重視されるようになったといえます。」
- エ 甲 「ブランド・エクイティの構成要素にはどのようなものがあるのでしょうか。」
乙 「『ブランド認知（Brand Visibility）、知覚品質（Trust & Perceived Quality）、ブランドロイヤリティ（Brand Loyalty）、ブランド連想（Brand Associations）』が構成要素として挙げられ、商標権のような権利は含まれません。」

問3

ブランド用語に関して、X社のマーケティング本部の部員甲と乙が話している。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「ブランド・アイデンティティとは、どのようなものですか。」
乙 「ブランド・アイデンティティとは、ブランドの中核ともいえるもので、一貫性のある『特徴』といえるかと思います。」
- イ 甲 「ブランド・パーソナリティとは、どのようなものですか。」
乙 「ブランド・パーソナリティとは、人間をメタファーとする『個性』ともいうべきものです。」
- ウ 甲 「ブランド・エクステンションとは、どのようなものですか。」
乙 「いわゆるメーカーが開発したブランドと異なり、流通業者が用いるブランドを指します。」
- エ 甲 「ブランド・レlevanceとは、どのようなものですか。」
乙 「顧客がある製品カテゴリーについてイメージする際、そのカテゴリーのイメージと製品ブランドとの関連性の強さのことです。例えば、ビールという言葉をいわれたときに特定のビールの銘柄がイメージとして浮かべば、その銘柄は『ブランド・レlevance』が高いといえます。」

【第32回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問4

商社X社は被服を取り扱うインターネット通販事業を始めるにあたり、通販サイトの名称について商標登録をすべく、事前に先行商標調査を行うこととした。ア～エを比較して、調査対象とする商品又は役務の範囲の検討内容に関し、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商品としての被服のみを調査範囲とすれば足りる。
- イ 被服の小売等役務のみを調査範囲とすれば足りる。
- ウ 商品としての被服と被服の小売等役務の両方を調査範囲とする必要がある。
- エ あらゆる商品を扱う総合小売等役務を調査範囲とすれば漏れなく調べることができる。

問5

X社は、Y社の買収を検討する中でY社の知的財産デュー・デリジェンスを行っている。その中で、X社の知的財産部の甲と乙が、Y社のブランド(商標権)に関する調査項目について話している。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「Y社が有している商標権の有効性調査では、登録異議の申立てや審判請求の有無及び内容の調査が必要になりますね。」
乙 「登録異議の申立て、商標登録の無効の審判、商標登録の取消しの審判の請求により商標権が消滅する可能性があります。そのため、第三者がそのような申立て又は請求を行う可能性の有無や商標権が消滅する可能性を確認することで、今後も継続的に商標の排他的な使用が可能かを確認できます。」
- イ 甲 「Y社が有している商標権の権利範囲の調査では、指定商品・指定役務及びこれらの類似範囲、並びに登録商標の類似範囲の調査が必要になりますね。」
乙 「商標権は、指定商品・指定役務の範囲でのみ独占排他性を有するものであることから、まず、商標登録に係る指定商品・指定役務が必要な製品等をカバーしているかどうかを確認する必要があります。また、商標権は、登録商標と類似する商標や指定商品・指定役務と類似する商品・役務に対しても禁止権として効力が及ぶため、実際上の権利行使においては、商標の類似性や商品・役務の類似性も重要な要素となります。」
- ウ 甲 「登録商標の使用実態の調査では、Y社やそのライセンス先における使用状況の調査が必要になりますね。」
乙 「そのような調査により、不使用取消審判による商標登録が取り消される可能性を確認することが可能になります。不使用取消審判による商標登録の取消しを避けるためには、Y社又はそのライセンス先が指定商品又は指定役務について登録商標又はこれに類似する商標を使用していることが必要になります。」
- エ 甲 「Y社のブランドのライセンス・アウト契約がある場合、どのような観点を確認する必要がありますか。」
乙 「ライセンス・アウト契約の継続性が担保されているか及び同契約が独占禁止法違反に該当しないか等の確認が必要です。」

【第32回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問6

小売店を営むX社は、新規の店舗の名称について第35類の小売等役務で商標登録出願Aを、プライベートブランドについて第30類の商品で商標登録出願Bをすることを考えている。X社の商標担当者である甲は、商標登録出願A及び商標登録出願Bについて次の指定商品及び指定役務とすることで検討を進めている。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

商標登録出願Aに係る指定役務

第35類：「飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

商標登録出願Bに係る指定商品

第30類：「茶，コーヒー，菓子，調味料，香辛料，穀物の加工品，弁当」

（参考情報：第30類の指定商品の類似群は以下の通り。）

茶：29A01

コーヒー：29B01

菓子：30A01

調味料：31A01，31A02，31A03，31A04，31A05

香辛料：31B01

穀物の加工品：32F03

弁当：32F06

- ア 商標登録出願Aに係る第35類の小売等役務は、全く業種が異なり、類似の関係にもないが、指定役務が7つ以下なので、商標法第3条第1項柱書の要件を具備すると考えた。
- イ 商標登録出願Bに係る指定商品「調味料」のように複数の類似群が付与されている包括概念表示については、類似群数は1つとして数えるので、商標登録出願Bにおける指定商品の類似群の合計数は7であることから、商標法第3条第1項柱書の要件を具備すると考えた。
- ウ 商標登録出願Aに係る第35類の小売等役務「飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」には、取扱商品の類似群が多数付与されているため、「被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」を削除して出願したとしても、商標法第3条第1項柱書の要件を具備しないと考えた。
- エ 商標登録出願Bに係る指定商品に付与されている類似群数を単純にカウントすると、その合計数は11であることから、商標法第3条第1項柱書の要件を具備すると考えた。

【第32回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問7

おもちゃメーカーX社は、おもちゃ等の新規ブランド名について商標登録出願を行おうとしている。X社の知的財産部は、事業部担当者から「一日も早く権利化してほしい。」と要望されている。そこで知的財産部の部員甲は、早期審査の制度を利用しようと考えている。ア～エを比較して、甲の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 「今回出願するいずれの指定商品についても、まだ製造販売の準備が進んでいませんが、本願をマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願の基礎出願として国際登録の出願を行うので、早期審査の対象となり得ます。」
- イ 「『おもちゃ、愛玩動物用ぬいぐるみ』を指定商品として出願した場合、わが社は既に、『おもちゃ』も『愛玩動物用ぬいぐるみ』も製造販売していますが、『愛玩動物用ぬいぐるみ』は商標法施行規則別表や類似商品・役務審査基準等に掲載されている商品ではないので、早期審査の対象とはなり得ません。」
- ウ 「指定商品を類似商品・役務審査基準等に掲載されている商品である『おもちゃ、人形、運動用具、昆虫採集用具』として出願した場合、『おもちゃ、人形』について製造販売の準備が進んでいれば、『運動用具、昆虫採集用具』について製造販売の準備が進んでいなくても、早期審査の対象となり得ます。」
- エ 「第三者が、本件商標と類似する商標をわが社の許諾なく指定商品と同一の商品について使用していますが、『権利化について緊急性を要する出願』とはいえないので、早期審査の対象となる場合はありません。」

【第32回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問8

アクセサリーを製造販売するX社は、新規事業として手作りアクセサリーの教室を展開することとなった。そこで、以下の商標（以下、「本願商標」という。）を出願したところ、引用商標と類似し、この商標に係る指定役務と同一又は類似の役務について使用するものであるから、本願商標は商標法第4条第1項第11号に該当するとして、拒絶理由通知を受けた。X社の新規事業担当者が知的財産部の部員に相談をしている。ア～エを比較して、知的財産部の部員の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

(本願商標)



指定役務
第41類 手作りアクセサリー教室の企画・運営及び開催（類似群コード：41A03）

(引用商標)



指定役務
第41類 料理教室の企画・運営及び開催（類似群コード：41A03）

【第32回1級(ブランド専門業務)学科試験】

- ア 「本願商標において、『SCHOOL』の文字は1行で大きく記載してあり、外観上、分離しているため、本願商標からは『スクール』の称呼が生じます。また、引用商標には文字の構成要素は『SCHOOL』しかないため、引用商標からも『スクール』の称呼が生じます。従って、『本願商標と引用商標とは称呼が共通せず、本願商標と引用商標は類似しない』との反論は難しく、商標を変更しなければならないでしょう。」
- イ 「本願商標及び引用商標から『スクール』の称呼が生じますが、指定役務との関係で『SCHOOL』部分には識別力がない又は極めて弱いため、『SCHOOL』部分が要部として認識されることはなく、本願商標と引用商標とは全体の外観・称呼・観念等が類似するとはいえないため、意見書での反論が可能と考えます。」
- ウ 「『アクセサリ』と『料理』は全く異なるものですので、本願商標に係る指定役務は、引用商標に係る指定役務とは類似しません。従って、指定役務が非類似である旨主張すれば、登録の可能性は高いと思います。」
- エ 「本願商標と引用商標は『スクール』の称呼が共通するため、商標が類似しないとの反論は難しいです。また、指定役務が互いに類似するため、反論は難しく、本願商標に係る指定役務を『手作りアクセサリ教室における教授』（類似群コード：41A01）に補正すれば、登録が認められるでしょう。」

【第32回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問9

ア～エを比較して、商標に関する設定登録料の支払に関する次の文章の空欄[1]～[4]に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

登録料納付については、原則、登録すべき旨の査定又は審決の謄本の送達後[1]以内に納付が必要であるが、登録料の納付期間は、出願人又はその代理人の請求により延長することができる。期間延長には、[2]延長（①）と、期間徒過後の[3]延長（②）があり、①については登録すべき旨の査定又は審決謄本の送達の日から30日以内に、②については登録すべき旨の査定又は審決の謄本の送達後30日（①の期間延長請求をした場合は延長後の期間）経過後から[4]以内に、期間延長申請書を提出することで納付期間を延長することができる。

- | | | | | |
|---|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ア | [1] = 30日 | [2] = 30日 | [3] = 2カ月 | [4] = 2カ月 |
| イ | [1] = 30日 | [2] = 40日 | [3] = 3カ月 | [4] = 30日 |
| ウ | [1] = 60日 | [2] = 30日 | [3] = 2カ月 | [4] = 2カ月 |
| エ | [1] = 60日 | [2] = 40日 | [3] = 3カ月 | [4] = 30日 |

【第32回1級（ブランド専門業務）学科試験】

- 2 電機メーカーX社は、商標Aについて指定商品を商品b、商品cとして商標登録出願Dを行ったところ、拒絶理由通知を受けたので、意見書での反論を行った。しかし結果として、出願Dについて拒絶査定を受けた。拒絶理由通知及び拒絶査定における拒絶理由は、商標法第4条第1項第11号に基づくものであり、具体的には次のような認定によるものであった。

- ・引用されたY社の商標登録Eは、出願Dの出願日前の商標登録出願Fに基づくものである。
- ・出願Dに係る商標Aと商標登録Eに係る登録商標Gは、いずれもカタカナ4文字からなり、そのうち最後の1文字しか変わらないので、両商標は類似する。
- ・商標登録Eに係る指定商品hは、出願Dに係る指定商品bと類似する。

以上を前提として、問10～問11に答えなさい。

問10

商標登録出願Dの拒絶査定に対する対応に関し、X社の従業員甲と乙が会話をしている。ア～エを比較して、甲と乙の会話として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「今回の拒絶査定に対しては拒絶査定に対する審判の請求が可能ですね。」
乙 「拒絶査定に対する審判の請求期限は、拒絶査定の日から60日です。」
- イ 甲 「『類似商品・役務審査基準』によれば、指定商品bと指定商品hの類似群コードは同じですね。」
乙 「そうであれば、拒絶査定に対する審判を請求した場合に、指定商品b、hが非類似である旨の主張をすることはできません。」
- ウ 甲 「商標Aと商標Gは、カタカナ4文字のうち最後の1文字しか変わらないので、両商標が非類似である旨の反論は難しいですか。」
乙 「そのような相違であっても、両商標が称呼され、聴覚されるときに需要者に与える称呼の全体的印象が、互いに紛らわしいとはいえない難ければ、両商標は非類似であるといえるので、拒絶査定に対する審判において、拒絶査定の判断に反論することは可能です。」
- エ 甲 「カタカナ4文字のうち最後の1文字しか変わらないことが問題なのであれば、4文字のうち2文字が相違するように商標Aを補正することで拒絶理由が解消しますか。」
乙 「そのような補正は、要旨変更に該当しないため、拒絶理由を解消する対応の1つとなり得ます。」

【第32回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問11

商標登録出願Dの拒絶査定に対する審判に関し、X社の従業員甲と乙が会話をしている。ア～エを比較して、甲と乙の会話として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「拒絶査定に対する審判において、指定商品 b を削除する補正は可能ですか。」
乙 「拒絶査定に対する審判では、新たな拒絶理由通知が発行されて同通知で指定された期間内に限って指定商品 b を削除する補正が可能になります。」
- イ 甲 「拒絶査定に対する審判において、指定商品 b についての分割出願をすることは可能ですか。」
乙 「拒絶査定に対する審判が係属中であれば、指定商品 b についての分割出願をすることは可能です。」
- ウ 甲 「拒絶査定に対する審判の審判官が、指定商品 c については拒絶理由がないと判断した場合、商標登録出願Dはどのように取り扱われますか。」
乙 「そのような場合、審判官は、指定商品 c についてのみ商標登録を認める旨の審決を行うことが可能です。」
- エ 甲 「拒絶査定に対する審判を請求した場合に、新たな拒絶理由が指摘される可能性はありますか。」
乙 「拒絶査定に対する審判では、拒絶査定の当否のみが判断されるため、審判官から新たな拒絶理由が通知されることはありません。」

【第32回1級(ブランド専門業務)学科試験】

③ 問12～問28に答えなさい。

問12

Y社は、X国でした基礎出願に基づいて、パリ条約による優先権を主張してわが国に意匠登録出願をしようとしている。Y社の知的財産部の部員甲は、部員乙に、基礎出願の意匠とわが国に出願しようとしている意匠の同一性について相談をしている。ア～エを比較して、乙の回答として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「基礎出願に係る物品の名称が『操作画面』で、図面には画像aが表示部に表示された状態の携帯電話機bの正面図が記載されています。日本では、意匠に係る物品を『携帯電話機』とし、携帯電話機の表示部について意匠登録を受けようとする部分とする、部分意匠の出願をしようとしています。優先権の主張は認められますか。」
- 乙 「外国では画像が用いられる物品を特定しなくても画像のみについて意匠登録を受けられる場合があります。この場合、基礎出願に携帯電話機bの図が含まれており、基礎出願の記載全体から『携帯電話機』の意匠を導き出すことができるので同一の意匠と判断されて優先権の主張は認められるでしょう。」
- イ 甲 「基礎出願には意匠に係る物品の名称が『容器』で、図面には一般的な飲料用のペットボトルの形態が記載されています。日本では、意匠に係る物品を『包装用容器』と記載して出願しようとしています。優先権の主張は認められますか。」
- 乙 「基礎出願に記載された物品名称『容器』が総括名称であり、『包装用容器』はその総括名称『容器』に含まれる別表第一の物品の区分と同程度の区分であるので、同一の意匠と判断されて優先権の主張は認められるでしょう。」
- ウ 甲 「基礎出願にはボールペンの意匠aとシャープペンの意匠bが記載されています。このうちボールペンの意匠aのみについてわが国に意匠登録出願をしようとしています。優先権の主張は認められますか。」
- 乙 「外国においては、一出願に含めることができる意匠の数、表し方についての手続規定は様々です。意匠の数が相違したとしても、基礎出願からボールペンの意匠aが認定できるので、同一の意匠と判断されて優先権の主張は認められるでしょう。」
- エ 甲 「X国でした出願Aに係るボールペンの蓋の意匠aと出願Bに係るボールペン本体の意匠bを組み合わせ、わが国にボールペンの意匠c(蓋及び本体)を出願しようとしています。優先権の主張は認められますか。」
- 乙 「意匠aも意匠bもそれぞれの基礎出願に記載されていることがわかるので、同一の意匠と判断されて優先権の主張は認められるでしょう。」

【第32回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問13

ア～エを比較して、意匠の類否判断の手法について、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 意匠の類否判断とは、意匠が類似するか否かの判断であって、需要者の立場からみた美感の類否についての判断をいう。
- イ 意匠審査において、類否判断は次の①～⑤の観点によって行われる。①対比する両意匠の意匠に係る物品の認定及び類否判断、②対比する両意匠の形態の認定、③形態の共通点及び差異点の認定、④形態の共通点及び差異点の個別評価、⑤意匠全体としての類否判断
- ウ 意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき、両意匠の、意匠に係る物品の用途及び機能を認定する。
- エ 願書に添付した図面等に表された意匠が、意匠に係る物品を製造する際に通常用いられる材質のままの模様又は色彩をもって表されていると認められる場合には、その模様又は色彩が意匠全体の美感に与える影響は大きい。

【第32回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問14

X社の知的財産部において、部員が、商標権、意匠権と著作権の関係や相違点について発言をしている。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 「わが社は、独自のフォントデザインを使ったブランド名『Stylish』の家具を販売しています。ところが、Y社が同じフォントデザインを使った『Style』というブランド名の家具を販売していることが判明しました。わが社は『Stylish』の商標登録を行っていませんが、フォントデザインは一般的に著作権で保護されるので、Y社に著作権侵害を主張できますね。」
- イ 「『Stylish』ブランドの中でも、非常にデザイン性に優れて、若い世代に人気のテーブルと椅子のセットがあります。同製品については意匠登録をしておらず、同製品はデザインが優れているとはいえ実用に供されることを目的とし、著作権法上の美術工芸品でもなく、著作権法で保護されることはありませんので、意匠登録を急ぐべきですね。」
- ウ 「わが社は『Stylish』ブランドを香港の家具会社にライセンスして、香港、マカオ、台湾の地域限定で製造販売することを許諾しています。ところが、日本の貿易会社W社が、この香港の家具会社の製造した『Stylish』ブランドの製品を日本に輸入していることが判明しました。香港の家具会社に許諾している地域に日本は含まれないので、ライセンス契約違反を根拠に輸入差止めができますね。」
- エ 「『Stylish』はまだ若いブランドです。しかし、商品が当然に備える立体的形状のみからなるのでなければ、継続使用により自他識別機能を獲得することにより、立体商標の登録が可能になり得ますし、そこまで継続使用がない場合でも新規性と創作非容易性を備えれば、意匠の登録が可能ですね。」

【第32回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問15

ア～エを比較して、商標及び意匠についての弁理士等の代理に関し、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 弁理士又は特許業務法人でない者であっても、他人の求めに応じ報酬を得て、商標権の存続期間の更新登録の申請書の作成を業とすることができる。
- イ 弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、意匠登録料の納付手続の代理を業とすることができない。
- ウ 弁理士は、意匠登録出願の拒絶審決の取消しを求める訴訟に関して単独で訴訟代理人となることができる。
- エ 特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士が特定侵害訴訟に関して訴訟代理人となった場合、当該弁理士は、単独で裁判の期日に出頭することができる。

問16

ア～エを比較して、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（いわゆる地理的表示法）に関し、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 食用の農林水産物は保護対象になり得るが、食用に該当しない観賞用の農林水産物は保護対象となり得ない。
- イ 特定農林水産物等の登録を受けた生産者団体の構成員たる生産業者は、生産を行った農林水産物等が当該登録に係る特定農林水産物等であるときであっても、当該特定農林水産物等又はその包装等に、当該特定農林水産物等に係る地理的表示に類似する表示を付することができる場合はない。
- ウ 登録の申請に係る特定農林水産物等の名称が登録商標と同一である場合、この法律に基づく登録を受けることができる場合はない。
- エ 登録の申請に際し、申請料及び登録料は不要であるが、登録を受けた場合、登録免許税の納付が必要となる。

【第32回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問17

ア～エを比較して、不正競争防止法に関する説明として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 不正競争防止法第2条第1項第1号の「混同を生じさせる行為」とは、他人の周知の営業表示と同一又は類似のものを使用する者が、自己と他人とを同一営業主体と誤信させる行為のみならず、両者間にいわゆる親会社、子会社の関係や系列関係などの緊密な営業上の関係が存するものと誤信させる行為を含む。
- イ 不正競争防止法第2条第1項第1号の「混同を生じさせる行為」とは、商品の出所あるいは営業主体について現実に混同が生じることが必要である。
- ウ 著名な商品等表示と類似の表示を利用して商品を譲渡等する場合は、たとえ需要者の間で混同が生じなくても不正競争行為となり得る。
- エ 日本国内で最初に販売されてから3年経過した製品であれば、たとえその商品の形態を模倣したデッドコピーを譲渡等しても不正競争行為にはならない。

【第32回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問18

X社の法務部の部長甲と部員乙とが、練習用箸の形態が不正競争防止法上の「商品等表示」にあたるか否かについて判断したある知的財産高等裁判所裁判例について会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- 甲 「この裁判例の事案の概要を説明してください。」
- 乙 「この裁判例は、練習用箸を販売する原告が、被告が製造販売する箸は原告商品の形態と同一の形態を備えており、被告商品の販売は、原告商品と混同を生じさせる行為であるから、不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する不正競争行為に該当すると主張して、被告商品の製造販売の差止め及び廃棄並びに損害賠償を求めた事案の控訴審判決となります。」
- 甲 「判決は、商品の形態が『商品等表示』に該当するか否かについて、どのように判示していますか。」
- 乙の発言1 「判決は、商品の形態は、商標等とは異なり、本来的には商品の出所を表示する目的を有するものではないとしつつ、商品の形態自体が特定の出所を表示する二次的意味を有するに至る場合があることを認めています。」
- 甲 「具体的にどのような要件を満たすと、商品の形態が『商品等表示』に該当するのですか。」
- 乙の発言2 「判決は、具体的には、①商品の形態が意匠法上保護される意匠と同程度の美感を生じさせるものであること、及び②その形態が特定の事業者によって長期間独占的に使用され、又は極めて強力な宣伝広告や爆発的な販売実績等により、需要者においてその形態を有する商品が特定の事業者の出所を表示するものとして周知になっていること、を要件として挙げています。」
- 甲 「判決は、商品の形態が『商品等表示』に該当しない場合について言及していますか。」
- 乙の発言3 「商品の形態が商品の技術的な機能及び効用を実現するために他の形態を選択する余地のない不可避的な構成に由来する場合、そのような商品の形態を『商品等表示』にあたるかとする不正競争防止法の目的に反するとして、『商品等表示』には該当しないと解しています。」
- 甲 「結局、判決は控訴人（原告）の請求を認めたのですか。」
- 乙の発言4 「判決は、原告商品の形態について『商品等表示』該当性を否定し、控訴人（原告）の控訴を棄却しています。」
- ア 発言1
- イ 発言2
- ウ 発言3
- エ 発言4

【第32回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問19

X社は、商標Aを付した商品を販売していたところ、Y社から商標権を侵害しているとの警告を書面で受けた。当該商品は期間限定の商品であったこともあり、X社は商標Aの使用に際し調査や商標登録を行っていなかった。ア～エを比較して、X社の商標担当者甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標登録原簿を閲覧して、警告に係るY社の商標権が有効に存在するか、Y社は正当な商標権者であるか等を確認しようと考えた。
- イ わが社による商標Aの使用開始日がY社の登録日より先であれば、先使用权を有する旨の主張が可能なので、わが社による商標Aの使用開始日を調べようと考えた。
- ウ Y社の商標登録を不使用取消審判で取り消すことができれば、Y社の商標登録は初めから存在しなかったものとみなされるので、Y社が登録商標を使用しているか調べようと考えた。
- エ 商標登録無効審判を請求することも有効と考えたが、Y社の商標登録は登録から3年を経過しているので、無効審判を請求することはできないと考えた。

問20

ア～エを比較して、商標権侵害訴訟における抗弁に関する最高裁判決の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標法第4条第1項第10号該当を理由とする商標登録の無効審判が請求されないまま商標権の設定登録の日から5年を経過した後であっても、商標権侵害訴訟の相手方は、商標登録が同号に該当することにより商標登録が無効である旨の抗弁を主張することができる。
- イ 商標法第4条第1項第10号該当を理由とする商標登録の無効審判が請求されないまま商標権の設定登録の日から5年を経過した後は、その商標登録が不正競争の目的で受けたものであっても、商標権侵害訴訟の相手方は、商標登録が同号に該当することにより商標登録が無効である旨の抗弁を主張することはできない。
- ウ 商標法第4条第1項第10号該当を理由とする商標登録の無効審判が請求されないまま商標権の設定登録の日から5年を経過した後は、その商標登録が不正競争の目的で受けたものである限り、商標権侵害訴訟の相手方は、自己に対する商標権の行使が権利の濫用にあたることを抗弁として主張できる。
- エ 商標法第4条第1項第10号該当を理由とする商標登録の無効審判が請求されないまま商標権の設定登録の日から5年を経過した後であっても、商標権侵害訴訟の相手方は、その登録商標が自己の業務に係る商品等を表示するものとして当該商標登録の出願時において需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であるために同号に該当することを理由として、自己に対する商標権の行使が権利の濫用にあたることを抗弁として主張できる。

【第32回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問21

次の文章は、関税法の認定手続に関する説明である。ア～エを比較して、空欄 1 ～ 4 に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

税関において商標権の侵害疑義物品を発見した場合に、その物品が商標権侵害物品に該当するか否かを認定するため認定手続を行う。認定手続においては、まず、税関長が、 1 に対して認定手続開始通知書を送付する。そして、商標権について輸入差止申立てが受理されている場合、輸入者が認定手続開始通知書の通知を受けた日から起算して 2 (行政機関の休日を除く。)以内に、争う意思がある旨を申し出た場合、権利者及び輸入者はそれぞれ意見・証拠を提出することになる。権利者が意見・証拠を提出するために、認定手続が執られた貨物を検査する必要がある場合、所定の条件のもと 3 を行うことができる。認定手続が執られた貨物について侵害品に該当する旨の認定がなされた場合、輸入者が所定の期間内に不服申立てや自発的な処理を行わなければ、税関は侵害品の 4 をすることになる。

- | | | | | |
|---|--------------|----------|----------|---------|
| ア | 1 = 輸入者 | 2 = 5 日 | 3 = 見本検査 | 4 = 積戻し |
| イ | 1 = 権利者及び輸入者 | 2 = 7 日 | 3 = 検証手続 | 4 = 積戻し |
| ウ | 1 = 権利者及び輸入者 | 2 = 10 日 | 3 = 見本検査 | 4 = 没収 |
| エ | 1 = 輸入者 | 2 = 30 日 | 3 = 実況見分 | 4 = 没収 |

【第32回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問22

X社の法務部の部員甲と乙が、日本における知的財産侵害物品の輸入差止申立てについて会話をしている。ア～エを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。

甲 「わが社が製造販売するDVDソフトの模倣品が日本に輸入されている場合、わが社としてはどのような対応が可能ですか。」

乙の発言1 「その模倣品にわが社の登録商標が付されている場合、又はわが社がそのDVDソフトの著作権を有する場合には、関税法に基づく輸入差止申立てを行うことが考えられます。」

甲 「その輸入差止申立ては、あらゆる知的財産権について可能ですか。」

乙の発言2 「特許権や育成者権についても対象となります。なお、回路配置利用権については輸入差止情報提供という制度があります。」

甲 「模倣品がどこから入ってくるかわかりませんので、輸入差止申立ては全国の税関に対してしなければなりません。」

乙の発言3 「その必要はありません。輸入差止申立ては、差止申立書をいずれか1つの税関に提出することによって行うことができます。」

甲 「輸入差止申立てを行う場合、手数料はかかりますか。」

乙の発言4 「はい。輸入差止申立てをするために54000円の手料金を支払う必要があります。」

ア 発言1

イ 発言2

ウ 発言3

エ 発言4

【第32回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問23

X社の法務部の部員甲は、米国の弁護士乙に、米国における商標権の侵害物品への対応について相談している。ア～ウを比較して、乙の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。
(この問題には選択枝エはない)

- 甲 「米国には商標権の侵害物品の輸入を差し止める手続はありますか。」
- 乙の発言1 「税関における侵害物品の留置，差押え，没収の手続があります。なお，米国の商標法には，商標権を侵害する標章が付された商品の輸入を禁止する規定が存在します。」
- 甲 「どのような権利がその手続の対象になりますか。」
- 乙の発言2 「商標権の他，特許権も対象となりますが，米国国際貿易委員会（ITC）の米国入国排除命令の発行が必要となります。これに対して商号（Trade Name）は米国特許商標庁に登録できないため，対象になりません。」
- 甲 「侵害物品の輸入差止めのためにはどのような手続が必要となりますか。」
- 乙の発言3 「権利者が自己の商標を米国税関・国境取締局（CBP）に登録する必要があります。この登録には，e-Recordationというオンラインでの手続が可能です。」
- ア 発言1
- イ 発言2
- ウ 発言3

【第32回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問24

ア～エを比較して、商標権者が他人に使用許諾する場合に両者に生じる義務について、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標権者には商標を使用する義務があり、三年以上登録商標を指定商品に使用していない場合には取消審判により取り消されることがある。但し、商標権者が使用していなくても通常使用権者が登録商標を使用していれば取消しを免れることができる。
- イ 一般承継でない場合、専用使用権の移転については商標権者の承諾が必要である。
- ウ 商標権者は、専用使用権者又は通常使用権者が登録商標と同一の範囲において商標の使用をする際に、他人の業務に係る商品又は役務と混同が生じないように監督する必要はない。
- エ 専用使用権者は、その専用使用権について質権を設定するときには、商標権者の承諾を得なければならない。

問25

ア～エを比較して、商標権についての使用権の説明として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 専用使用権は登録が効力発生要件であるが、専用使用権の設定の合意があった後登録されるまでは、商標権者との間には独占的通常使用権が許諾されたものと考えられる。
- イ 専用使用権を設定すると、商標権者であってもその範囲内では登録商標の使用をすることができないが、契約によって商標権者も使用することができる場合がある。
- ウ 商標法上は、専用使用権及び通常使用権は指定商品又は指定役務について登録商標を使用する権利を与えるものであり、実務上も、いわゆる禁止権の範囲について使用の許諾を認めるような契約は存在しない。
- エ 商標権者は、通常使用権を設定した後に、更に同一範囲で専用使用権を設定することもできる。

【第32回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問26

ア～エを比較して、商品化権について説明した次の文章の空欄〔1〕～〔4〕に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。(出典：網野誠 「商標 第6版」，有斐閣，2002年。なお，出題のため一部変更している。)

漫画・映画・物語・小説・スポーツ等に登場する架空の人物・役柄等の形状・名称等は，近時テレビ等のマスメディアが普及すればするほど，これらが商品に使用された場合，とりわけ衣料品，菓子，文房具，玩具，運動具等大衆を購買者層とする商品に使用された場合には，特に顕著な〔1〕を発揮することが明らかとなった。そこでここ十数年来，わが国においても，これら商品の製造・販売業者は，その製造・販売する商品に自己の希望するキャラクターを結びつけることによって，その取り扱う商品の宣伝力・〔1〕を高めるために，キャラクターの提供者を〔2〕とし，使用者を〔3〕とする契約を締結するのが例となった。このような契約に基づいて，〔2〕がその使用料を徴収する権利が，〔4〕と呼ばれている。〔4〕は，キャラクターが著作物である場合には著作権に基づいて発生するのが通例である(著作権法第63条第2項)。しかしながら，平面的に表されたキャラクターを商品の意匠として立体的に使用するような場合については，著作権の保護の範囲外であるとの考え方もあるので，〔2〕又は〔3〕が意匠権を取得することにより，〔4〕の独占性を確保する場合もあり得る。更にキャラクターの題名や名称，実在の人物の氏名等は著作権の対象とはなり得ない。従って〔2〕は，通例これらのものについて，予想される商品を指定商品として商標登録出願をし，この登録出願により生じた権利又は商標権について使用を許諾するという方法がとられている。またキャラクターの絵姿等も，商品について平面的に使用する場合には，意匠権としてはなりたたない場合が多いので，商標権を取得してその使用权を許諾するという方法がとられることがある。

- | | | | | |
|---|-------------|--------------|--------------|------------|
| ア | 〔1〕 = 顧客吸引力 | 〔2〕 = ライセンシー | 〔3〕 = ライセンサー | 〔4〕 = 公表権 |
| イ | 〔1〕 = 好感度 | 〔2〕 = ライセンサー | 〔3〕 = ライセンシー | 〔4〕 = 公表権 |
| ウ | 〔1〕 = 顧客吸引力 | 〔2〕 = ライセンサー | 〔3〕 = ライセンシー | 〔4〕 = 商品化権 |
| エ | 〔1〕 = 好感度 | 〔2〕 = ライセンシー | 〔3〕 = ライセンサー | 〔4〕 = 商品化権 |

【第32回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問27

ア～エを比較して、ライセンス契約をドラフトするにあたって、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア ライセンス契約は、民法上の典型契約であり、民法に法律関係はすべて規定されている。
- イ ライセンス契約は、民法上の非典型契約であるが、民法の適用があり、適用ある条文は殆ど強行規定である。
- ウ ライセンス契約は、民法上の非典型契約であるが、民法の適用があり、適用ある条文は殆ど任意規定であるため、民法の条文と異なる定めをライセンス契約に設けた場合、ライセンス契約の定めが民法の条文に優先して適用されることが多い。
- エ ライセンス契約は、民法上の非典型契約であり、ライセンス契約に定めがない事項に関して、民法が適用されることはない。

問28

仙台市に本店を有するアパレルメーカーであるX社は、福岡市に本店を有するY社に対して、自己の保有する商標権が侵害されているとして、侵害行為の差止め及び侵害を組成した物の廃棄を請求する訴訟を提起したいと考えている。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。なお、ライセンス契約においては、専属的合意管轄として仙台地方裁判所が定められている。

- ア X社は、仙台地方裁判所の他に、東京地方裁判所にも訴えを提起してもそのまま手続を進めることができる。
- イ X社が、東京地方裁判所に訴えを提起した場合、審理すべき専門技術的事項を欠くことその他の事情により、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、仙台地方裁判所に訴訟が移送されることがある。
- ウ X社が、仙台地方裁判所に訴えを提起した場合、訴訟の著しい遅滞を避けるための必要がある場合若しくは当事者間の衡平を図るための必要がある場合には、法律上は大阪地方裁判所に訴訟が移送されることがある。
- エ X社が、東京地方裁判所に訴えを提起した場合、Y社からの申立てとこれに対するX社の同意があったとしても、大阪地方裁判所に訴訟が移送されることはない。

【第32回1級(ブランド専門業務)学科試験】

- 4 「Go Cool」のブランド名で日本においてアトラクション運営事業を行うX社は、中国の国内においてアトラクション運営を行おうとしている上海に所在する中国法人Y社に対し、(ロゴ化した)「Go Cool」商標(以下、「本件商標」という。)の使用許諾を企図している。また、本件商標は、X社が日本及び中国において既に登録している。次の文章は、X社がY社との間で締結しようとしている英文のライセンス契約書案の一部(ライセンス契約書案の全文ではなく抜粋したもの)である。問29～問31に答えなさい。

TRADEMARK LICENSE AGREEMENT

THIS AGREEMENT (“**Agreement**”) is made effective as of March 1, 2019 (“**Effective Date**”), by and between X (“**Licensor**”), a Japanese corporation and Y, a corporation organized and existing under the laws of the People’s Republic of China (“**PRC**”) (“**Licensee**”).

RECITALS

WHEREAS, Licensor, a Japanese entertainment company, is the owner of Trademarks (as defined below); and

WHEREAS, Licensee desires to obtain a license to use Trademarks in Licensee Facilities (as defined below) and/or in connection with operation of attraction facilities and Licensor is willing to grant said license under the conditions, provisions and limitations hereinafter set forth.

AGREEMENTSECTION 1 DEFINITION.

“**Gross Sales**” means gross sales of Licensee generated in connection with operation of Licensee Facilities.

“**Licensee Facilities**” means the attraction facilities owned and operated by Licensee.

“**Territory**” means PRC.

“**Trademarks**” means the mark set forth in Exhibit A. [(注) Exhibit Aは省略]

SECTION 2 GRANT OF RIGHTS.

2.1 Rights Granted to Licensee. Subject to Licensee’s compliance with the terms and conditions set forth in this Agreement, including the payment of all Royalties

(次ページに続く)

due hereunder, Licensor hereby grants to Licensee a non-exclusive, non-transferrable, royalty-bearing, limited license and right during the Term in the Territory:

2.1.1 to use, reproduce and display Trademarks solely for identification of the Licensee Facilities;

2.1.2 to use, reproduce Trademarks for marketing and advertising materials of Licensee Facilities (collectively “**License**”).

2.2 Restrictions. Except for the rights expressly granted herein, all rights in and to the Trademarks are reserved by Licensor. Licensee acknowledges and agrees that (a) all right, title and interest in and to the Trademarks and goodwill associated therewith are exclusive property of Licensor, and (b) Licensee shall not, shall not cause its affiliates to, and shall not cause, authorize or assist any third party to challenge the validity or effectiveness of Trademarks or Licensor’s ownership of Trademarks or the enforceability of Licensor’s rights therein by applying for registration, filing any document, and/or taking any action that could affect such validity, effectiveness or ownership, to the maximum extent permitted by applicable law.

2.3 No Transfer and No Sublicense. Licensee shall not transfer or sublicense the rights granted in Section 2.1; provided, however, that Licensee shall be allowed to sublicense said rights only to Licensee’s affiliated companies to be approved by Licensor.

(中略)

SECTION 4 APPROVAL.

Prior to using Trademarks as granted in Section 2.1, Licensor shall submit a plan and design which depicts the manner of usage of Trademarks in detail (“Request”) to Licensor and obtain Licensor’s written approval. Within twenty (20) business days following receipt of any Request, Licensor shall provide Licensee with either: (a) a written approval thereof; or (b) a written list of changes that must be made before Licensor would approve such Request. Licensor’s failure to provide such approval or written list within twenty (20) business days of receiving such Request shall be deemed Licensor’s disapproval of such Request.

SECTION 5 COMPENSATION AND PAYMENT.

5.1 Minimum Guarantee. Licensee shall pay Licensor ten million Japanese Yen (10,000,000 JPY) as a non-refundable and non-returnable, but minimum

(次ページに続く)

【第32回1級（ブランド専門業務）学科試験】

guarantee against Royalties.

5.2 Royalties. During the Term, Licensee shall pay to Licensor a royalty of 5.0% of Gross Sales (“**Royalties**”).

5.3 Report. In order to substantiate the payment due to Licensor, Licensee shall deliver to Licensor on a quarterly basis a detailed report which includes Gross Sales during the previous quarter and total Royalties owed by Licensee to Licensor hereunder for such quarter within ten (10) days following the last day of each quarter.

SECTION 6 TERM.

This Agreement shall commence on the Effective Date and shall continue for five (5) years from the Effective Date, unless terminated earlier (the “**Term**”).

(中略)

SECTION 10 GOVERNING LAW.

This Agreement shall be governed and construed by the laws of Japan.

SECTION 11 DISPUTE RESOLUTIONS.

The parties irrevocably agree to submit to the exclusive jurisdiction of the applicable courts of Tokyo over any claim or matter arising under or in connection with this Agreement.

(以下略)

問29

ア～エを比較して、ライセンス契約書案についての説明として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア Y社は、許諾を受けた権利を一切第三者に再許諾できない。
- イ Y社は、アトラクションの総売上に関するレポートを毎月X社に対して提出しなければならない。
- ウ Y社は、許諾を受けた商標をアトラクション施設の表示だけではなく、同施設の宣伝や販売促進のための資料にも使用することができる。
- エ Y社がX社に対して、本件商標の使用の態様を記載した本件商標の使用の要求書を提出し、X社が20営業日経過してもかかる要求に対して何も返答しない場合は、Y社のかかる要求は承認されたものとみなされる。

【第32回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問30

X社は、商標使用許諾の対価として、Y社がX社に対して、まず最初に最低保証料を支払い、Y社の許諾料総額が最低保証料に充つるまでは許諾料の支払は行わなくてよく、Y社の許諾料総額が最低保証料を超えた場合に初めて実際に許諾料を支払えばよいという内容にしようと考えている。ア～エを比較して、そのような内容にする場合に、空欄 に入る語句として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア acceptable
- イ decisive
- ウ recoupable
- エ developed

問31

Section 11のDispute Resolutionsに関して、X社の法務部の部員が発言をしている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 「東京の裁判所が合意管轄となっていますが、日本の裁判所の判決は中国の裁判所において承認・執行されないので、Y社の支払が滞る可能性があり、中国で判決執行を行うことを想定するのであれば中国の裁判所を合意管轄とする方がよいですね。」
- イ 「わが社がY社に訴えられた場合に中国の裁判所を合意管轄としておけば、その裁判判決は日本において承認・執行されないので、Y社が訴訟を提起することを躊躇する可能性があります。仮にY社が訴えてくる可能性が高いならば、かかる合意管轄はわが社にとってメリットがありますね。」
- ウ 「紛争の解決手段として東京を仲裁地とする商事仲裁を用いたとしても、その仲裁判断は中国において承認・執行されないので、費用の観点からは日本の裁判所を紛争解決手段とした方がむしろよいですね。」
- エ 「第三国であるシンガポールを仲裁地とする商事仲裁を紛争解決手段として選択しておけば、かかる仲裁判断は中国においても日本においても承認・執行されるので、紛争解決手段の選択としては優れていますね。」

【第32回1級（ブランド専門業務）学科試験】

5 米国商標制度について、問32～問36に答えなさい。

問32

ア～エを比較して、米国商標制度に関し、連邦商標出願する次の(i)～(iv)のマークに関する記述として、最も適切と考えられるものはどれか。

- (i) 商標「E-OUTDOORS」（第35類、第38類、第41類、第42類）：Eコマースサイトとしての、アウトドア情報の提供やアウトドア商品の販売の展開。
- (ii) 商標「NEWSBREAKER」（第41類、第42類）：ホットな話題や新鮮なニュースを消費者に提供する情報サイトの展開。
- (iii) 商標「VIRTUAL FASHION」（第9類、第35類）：ファッション情報の提供、衣類の販売を行うEコマースサイトの展開。
- (iv) 商標「SOFTWARE BUYER」（第35類、第42類）：一般消費者（個人）や企業向けに、コンピュータやソフトウェア等の商品情報を提供するサイトの展開。

ア (i)～(iv)の商標は、同一又は類似商標が存在しなければ拒絶を受けることなく登録される可能性が高い。

イ (iii)の商標「VIRTUAL FASHION」と(iv)の商標「SOFTWARE BUYER」は、同一又は類似商標がなければ拒絶なく登録される可能性が高い。(i)の商標「E-OUTDOORS」と(ii)の商標「NEWSBREAKER」は、記述的商標（Descriptive）として拒絶を受ける可能性が高い。

ウ (i)の商標「E-OUTDOORS」と(ii)の商標「NEWSBREAKER」は、同一又は類似商標がなければ拒絶なく登録される可能性が高い。(iii)の商標「VIRTUAL FASHION」と(iv)の商標「SOFTWARE BUYER」は、記述的商標（Descriptive）として拒絶を受ける可能性が高い。

エ (i)～(iv)の商標は、すべて記述的商標（Descriptive）であると考えられ、米国特許商標庁から拒絶理由通知を受ける可能性が高い。

【第32回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問33

気象情報を提供する企業X社は、米国特許商標庁にて商標「BOATINGWEATHER」と商標「WEDDINGWEATHER」を出願する予定である。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア ボーティングは天気には左右されないが、ウェディングには気象情報が重要な要素となる。商標から商品や役務の特質、目的が直接的に示されているため、商標「WEDDINGWEATHER」は識別力がなく、記述的商標（Descriptive）として拒絶理由通知を受ける可能性が高い。商標「BOATINGWEATHER」は、同一又は類似商標がなければ、拒絶される可能性は低い。
- イ ウェディングは天気には左右されないが、ボーティングには気象情報が重要な要素となる。商標から商品や役務の特質・目的が直接的に示されているため、商標「BOATINGWEATHER」は識別力がなく、記述的商標（Descriptive）として拒絶理由通知を受ける可能性が高い。商標「WEDDINGWEATHER」は、同一又は類似商標がなければ、拒絶される可能性は低い。
- ウ 商標「BOATINGWEATHER」と商標「WEDDINGWEATHER」は、同一又は類似商標が存在しなければ拒絶を受けることなく登録される可能性が高い。
- エ 商標「BOATINGWEATHER」と商標「WEDDINGWEATHER」は、記述的商標（Descriptive）であると考えられ、米国特許商標庁から拒絶理由通知を受ける可能性が高い。

【第32回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問34

エンターテインメント企業X社は、米国で「△▽（魔法使いの活躍を描いた有名な映画及び小説の名称）」の商標を始め「△▽」に関する知的財産権を所有している。X社の知的財産部の部員甲は、上司から、米国バージニア州のScottsvilleという小さな町で、毎年ハロウィンの時期に、「△▽ Festival」というイベントが開催されていることを聞き、このイベントを調査し、会社としての対応を検討するよう指示された。甲が調査したところ、イベントは、地元の人たちが「△▽」の小説に登場するキャラクターを演じ、ショップも小説に合わせる等「△▽」の世界観を楽しめるものとなっていて、来場客数も、初回の800人から100000人まで増加する大きなイベントへと成長していることがわかった。甲は、X社の知的財産権を保護することは重要だが、一方で、「△▽」のブランドを傷つけることは避けたいと考えている。また、対応については、できるだけ時間をかけない方法が理想であると考えている。ア～ウを比較して、X社の対応として、最も適切と考えられるものはどれか。（この問題には選択枝エはない）

- ア 「△▽」のキャラクターや名称は、X社が保有する知的財産権として法的に保護されていることを通知する。Cease and Desist Letter（中止通告書）を送付して、Scottsvilleに「△▽」について使用中止を求める。
- イ X社の知的財産権を侵害したとして、Scottsvilleを訴える。
- ウ イベントは、「△▽」ブランドの価値を上げていると評価し、放置する。

【第32回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問35

ア～エを比較して、成果物を保護する知的財産権に関する記述として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 映画の SCRIPT は著作権、店舗デザインなどビジネスのイメージや建物の外観は商標権、スローガンは特許権、料理のレシピは特許権で、それぞれ保護することができる。
- イ 映画の SCRIPT は特許権、店舗デザインなどビジネスのイメージや建物の外観は特許権、スローガンは商標権、料理のレシピは著作権で、それぞれ保護することができる。
- ウ 映画の SCRIPT は著作権、店舗デザインなどビジネスのイメージや建物の外観はトレードドレス（商標権）、スローガンは商標権、料理のレシピはトレードシークレット（営業秘密）で、それぞれ保護することができる。
- エ 映画の SCRIPT は商標権、店舗デザインなどビジネスのイメージや建物の外観は特許権、スローガンはトレードドレス（商標権）、料理のレシピはトレードシークレット（営業秘密）で、それぞれ保護することができる。

問36

ア～エを比較して、次の(i)～(iii)についての記述として、最も適切と考えられるものはどれか。

- (i) 商標は、ドメイン名として使用することができる。
- (ii) ドメイン名をめぐる紛争手続を管理、規定する機関はWTOである。
- (iii) The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers (ICANN) の本部は、スイスのジュネーブである。

- ア (i)～(iii)は、すべて正しい内容である。
- イ (i)～(iii)は、すべて誤った内容である。
- ウ 商標はドメイン名として使用できるので(i)は正しいが、(ii)と(iii)は誤った内容である。
- エ ドメイン名を管理するのは世界貿易機関(WTO)であるので(ii)は正しいが、(i)と(iii)は誤った内容である。

【第32回1級(ブランド専門業務)学科試験】

6 問37～問39に答えなさい。

問37

日本企業であるX社は、中国に自社製品を輸出するため、中国で商標を出願することを考えている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 中国では、文字、図形、アルファベット、数字に加え、立体形状、色彩の組合せ、音声についても、商標として出願、登録することができる。
- イ 中国では、出願後初歩査定され公告された商標に対する異議申立制度が存在しており、当該異議は公告の日より3カ月以内に申し立てる必要がある。
- ウ X社が日本で製品Aを既に長期にわたり販売している場合であっても、中国で馳名商標として保護されるか否かは不透明であるため、中国で改めて商標を出願することを検討する必要がある。
- エ X社が自らの社名を中国で企業名称として登記していた場合には、製品上にX社の社名をどのように表示したとしても、中国現地の商標権を侵害する可能性はない。

問38

電機メーカーのX社は、中国で販売する予定の電化製品について中国で意匠権を取得することを検討している。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 中国では、意匠権の要件である新規性については、日本と異なり国内公知主義がとられているため、日本で公知となった意匠であっても中国では登録される。
- イ 中国での意匠権に対しては、日本と同様に意匠審査官による実質審査が行われる。
- ウ 中国では日本と異なり部分意匠が認められていない。
- エ 中国での意匠権の権利期間は、日本と同様に登録日から20年である。

【第32回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問39

X社の社長甲と中国担当の社員乙が、中国での商標権を侵害する模倣品対策について会話をしている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 甲 「わが社は中国での商標登録は済ませていますが、当該商標は長期間使用されていません。模倣品を取り締まることはできますか。」
 乙 「中国にも日本と同様、3年間の不使用取消制度があるため、商標権侵害を理由として民事訴訟を提起した際に、相手方から商標不使用の抗弁が提出される可能性があります。不使用抗弁が提出された場合に商標使用の証拠を提出できない場合には、損害賠償請求が認められないことになります。」
- イ 甲 「中国で模倣品を取り締まるのには、どのような方法がありますか。」
 乙 「中国で模倣品を取り締まる場合には、民事訴訟を提起して製造の差止めや損害賠償を求めることができると共に、事案が悪質な場合には刑事責任の追及を求めることができます。もともと、税関での模倣品の輸出入を取り締まることはできません。」
- ウ 甲 「中国の裁判では地方の地元企業保護の観点から地元企業に対し有利な判断が出ることも多いと聞きますが、模倣品の製造業者や販売業者に対して裁判を提起する場合、どこに訴えることができますか。」
 乙 「例えば製造業者が広東省で販売業者が北京市にいる場合、製造業者と販売業者を共同被告として北京市の人民法院に訴訟提起することも可能です。」
- エ 甲 「中国では、商標権侵害に対する懲罰的賠償はありますか。」
 乙 「悪意で商標専用権を侵害し情状が重大である場合について、通常の賠償額の3倍以下の賠償額が課されるという懲罰的賠償制度が導入されています。」

【第32回1級（ブランド専門業務）学科試験】

7 化粧品メーカーX社は、主力製品の名称について日本で商標登録を有している。この度、当該製品を米国、欧州、中国においても販売することになり、マドリッド・プロトコルによる国際登録出願による各国・地域での商標登録の取得を検討している。X社の事業部の部員甲と法務部の部員乙がマドリッド・プロトコルによる国際登録出願の制度について確認をしている。問40～問42に答えなさい。

問40

ア～エを比較して、空欄 1 に入る乙の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。

甲 「弊社商品は内容がやや特殊なので、日本での登録の出願時の審査においてはその記載について拒絶理由通知を受け商品説明や補正を行いました。マドリッド・プロトコルによる国際登録出願の場合、指定商品の審査はどの段階でなされるのでしょうか。」

乙 「マドリッド・プロトコルによる国際登録出願における指定商品については、 1 」

ア 国際事務局においても各指定国官庁においても審査されないため、出願時に指定した記載で登録となるはずです。

イ 国際事務局での審査はありませんが、各指定国官庁において審査され、補正指令等の通知を受ける可能性があります。

ウ 国際事務局において審査され、不備がある場合には補正指令に相当する通知がなされます。その後、各指定国官庁においても当該国の制度に基づき審査されることとなりますので、記載によっては国際事務局と各指定国官庁の両方から指令を受ける場合もあります。

エ 国際事務局において審査され、不備がある場合にはその旨が各指定国官庁に伝えられ、各指定国官庁から補正指令等の通知がなされます。

【第32回1級(ブランド専門業務)学科試験】

問41

ア～エを比較して、次の甲の質問に対する乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。

甲 「米国は使用主義ですが、この点で注意することはありますか。」

ア 「はい。直接出願の場合と同様に正式な登録(保護認容)を取得するには登録査定後の使用宣誓が必要となります。」

イ 「はい。出願の際、米国用に使用意思宣誓の様式書面を提出する必要がありますが、登録査定後の使用宣誓は不要です。つまり、マドリッド・プロトコル経由では使用宣誓を行うことなく正式な登録(保護認容)を得ることができます。」

ウ 「はい。国際登録日から起算して5年から6年の間に米国特許商標庁に対する使用宣誓が必要となりますので、個別に期限管理が必要です。」

エ 「はい。更新手続については、国際登録日から10年毎に他国とまとめて国際事務局に申請を行うことができますが、更新と同時に別途米国特許商標庁に対し使用宣誓を行う必要があります。」

問42

ア～エを比較して、次の甲の質問に対する乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。

甲 「中国の直接出願では、実体審査において拒絶理由通知なく拒絶査定が届く場合があったり、当該査定に対する不服審判請求の期間が通知受領日から15日以内と短かったりと独特な部分がありますが、この点はマドリッド・プロトコルで指定した場合も同じですか。」

ア 「直接出願と同様、実体審査において拒絶理由がある場合には暫定拒絶通報なく拒絶通報が届き、当該拒絶通報に対する不服審判請求期間は、原則として拒絶通報の受領日から15日以内となります。」

イ 「直接出願と同様、実体審査において拒絶理由がある場合には暫定拒絶通報なく拒絶通報が届きますが、マドリッド・プロトコル経由の場合の当該拒絶通報に対する不服審判請求期間は、出願人が在外者の場合は拒絶通報の受領日から40日以内となります。」

ウ 「直接出願と異なり、実体審査において拒絶理由がある場合には暫定拒絶通報がなされ、拒絶理由解消のために意見書や補正書を提出することができます。応答期間は、原則として暫定拒絶通報の受領日から15日以内となります。」

エ 「直接出願と異なり、実体審査において拒絶理由がある場合には暫定拒絶通報がなされ、拒絶理由解消のために意見書や補正書を提出することができます。応答期間は、出願人が在外者の場合は暫定拒絶通報の受領日から40日以内となります。」

【第32回1級(ブランド専門業務)学科試験】

- 8 日本企業X社は、欧州にて商標「アイラ」(カタカナ表記)の権利化を目指している。問43～問45に答えなさい。

問43

X社は、先に出願済の日本出願のパリ条約に基づく優先権を主張して、欧州連合知的財産庁(EUIPO)に対して欧州連合商標出願を行うことを検討している。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 優先権主張は、出願時に行わなければならない。
- イ 優先権証明書の提出は不要である。
- ウ 先の日本出願は標準文字で出願したため、欧州連合出願もword markとして出願すべきである。
- エ 指定商品はニース分類のクラスヘディングを使用することで、区分に含まれるすべての商品をカバーすることができる。

問44

数カ月後、X社は欧州連合商標出願が公開されたことを確認した。その後、同一の商品を含む先の欧州連合商標「ISLAY」に係る商標権を有しているY社より、出所混同が生じるおそれがあるため商標出願の取下げを求める旨、取下げに応じない場合には異議を申し立てる用意がある旨の連絡を受領した。なお、「ISLAY」は地名であるが、その日本語での読み方は「アイラ」である。ア～エを比較して、X社の考え又は対応として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 絶対的拒絶理由の審査は無事に完了したものと考えた。
- イ 先の商標の登録日を確認し、登録から5年が経過している場合には、異議申立手続に進んだ場合に、使用証拠の提出を求めることができると考えた。
- ウ 「アイラ」と「ISLAY」は外観が大きく異なるものの、出所混同が生じる可能性はあるものと考えられるため、同一の商品について出願を取り下げる旨の返信を行った。
- エ Y社が異議申立てを行う場合には、異議申立理由として絶対的拒絶理由を含めることができると考えた。

【第32回1級（ブランド専門業務）学科試験】

問45

登録欧州連合商標「ISLAY」を有している商標権者Y社は、日本企業X社が商標「アイラ」について欧州連合商標出願を行い、出願が公開されたことを知った。ア～エを比較して、Y社の考え又は対応として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア X社の出願の公開を知ったのは異議申立可能期間満了の1週間前であったため、X社に出願取下げを要請することと並行して、欧州連合知的財産庁（EUIPO）へ異議申立てを行った。
- イ Y社は異議申立書に先の商標「ISLAY」の登録日と登録番号を記載しなければならないと考えた。
- ウ 異議申立てがなされた後は、X社は指定期間内においてしか出願を取り下げることができないと考えた。
- エ X社が出願を取り下げたため、異議申立手続のクーリングオフ期間内に異議申立てを取り下げたところ、欧州連合知的財産庁（EUIPO）より手数料が返還された。

————問題は以上です。

【第32回知的財産管理技能検定】

【1級学科(ブランド専門業務)】

番号 正解

- 問1 エ
- 問2 エ
- 問3 ウ
- 問4 ウ
- 問5 ウ
- 問6 エ
- 問7 ウ
- 問8 イ
- 問9 ア
- 問10 ウ
- 問11 イ
- 問12 エ
- 問13 エ
- 問14 エ
- 問15 ウ
- 問16 エ
- 問17 イ
- 問18 イ
- 問19 ア
- 問20 エ
- 問21 ウ
- 問22 エ
- 問23 イ
- 問24 ウ
- 問25 ウ
- 問26 ウ
- 問27 ウ
- 問28 ウ
- 問29 ウ
- 問30 ウ
- 問31 ウ
- 問32 エ
- 問33 イ
- 問34 ア
- 問35 ウ
- 問36 ウ
- 問37 エ
- 問38 ウ
- 問39 イ
- 問40 ウ
- 問41 イ
- 問42 ア
- 問43 ア
- 問44 エ
- 問45 ウ